（様式第2-1号）

**本事業に係るグループ 認定申請書**

令和　年　月　日

神戸市長あて

令和３年９月29日付で募集公告のありました「東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業」（以下「本事業」という。）設計及び施工並びに維持管理・運営を行うため本事業に係るグループを結成したので、本事業に係る参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

① グループの名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　グループ

② 構成企業（代表者を含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 役割 | 参加グループの構成企業 |
| 代表企業 | 設計企業 | 施工企業 | 維持管理企業 | 維持管理運営企業 |
| １ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ２ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ３ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ４ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ５ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ６ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ７ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |
| ８ |  |  |  |  |  | 単社使用印鑑所在地商　号代表者又は受任者職氏名 |

＊役割欄には、代表企業、構成企業の区別及び設計企業、施工企業、維持管理企業、維持管理・運営企業の区別を丸印（〇）で記載すること。なお、代表企業は施工企業の中から代表企業を定めること。

＊上表の行は、構成企業の数に合わせて追加又は削除すること。

③ 本事業に係るグループ代表者 （受任者）

上記の全構成企業は次のグループ代表者を代理人と定め、グループが存続する間、募集に係る参加申請、見積、価格等の交渉、基本協定及び基本契約の締結に関する一切の件に関する権限を委任します。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

グループ使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

④ 設計業務委託契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「　　　」、「　　　」、「　　　」は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。 なお、上記の構成企業のうち、「　　　　」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

共同企業体使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

⑤ 工事請負契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「　　　」、「　　　」、「　　　」は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。 なお、上記の構成企業のうち、「　　　　」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

共同企業体使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

⑥ 維持管理業務委託契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「　　　」、「　　　」、「　　　」は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。 なお、上記の構成企業のうち、「　　　　」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

共同企業体使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

⑦ バイオマス受入事業契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「　　　」、「　　　」、「　　　」は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。 なお、上記の構成企業のうち、「　　　　」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

共同企業体使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

⑧ 消化ガス有効利用事業契約に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「　　　」、「　　　」、「　　　」は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。 なお、上記の構成企業のうち、「　　　　」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

 使用印鑑

共同企業体使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

（様式2-1’）

令和　　年　　月　　日

参加者届出書(単独企業用)

|  |
| --- |
| 代表企業 |
| 所　 在 　地　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単社使用印鑑代表者名　担当者氏　名　所　　属　所 在 地　電話番号　　　　　　　　　　　　　ファックス番号メールアドレス |

＊　記入欄が不足する場合は、適宜、本様式に準じて作成・追加してください。

（様式第2-2-1号）

**特定建設工事共同企業体 協定書**

 （目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

 　　　　　　　　　　　（工事名）

 (1) 神戸市発注に係る

 　　（当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負。

 (2) 前号に付帯する事業

 （名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

 （成立の時期及び存続期限）

第４条 当企業体は、令和　　　年　　　月　　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 （代表者）

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２ 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２ 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

 外 社は、以上のとおり

 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

（様式第2-2-2号）

**特定建設工事共同企業体 協定書（乙型）**

 （目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

 　　　　　　　　　　　（工事名）

 (1) 神戸市発注に係る

 　　（当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負。

 (2) 前号に付帯する事業

 （名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

 （成立の時期及び存続期限）

第４条 当企業体は、令和　　　年　　　月　　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 （代表者）

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（分担工事）　　　　　　　　　　 （商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

２ 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものと

する。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事の施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

 外 社は、以上のとおり

 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

**特定建設工事共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

（工事名）

神戸市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　については、当特定建設工事共同企業体協定書第８条の規定により，当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

 （分担工事） 　　　　　　　　（商号） 　　　　　　　　　（分担工事額）

　　　　　　　　　　　工事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　工事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　工事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

（様式第2-2-3号）

**維持管理業務共同企業体 協定書**

 （目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

 　　　　　　　　　　　（維持管理業務名）

 (1) 神戸市発注に係る

 　　（当該業務の内容の変更を含む。以下、単に「維持管理業務」という。）の業務委託

 (2) 前号に付帯する事業

 （名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

 （成立の時期及び存続期限）

第４条 当企業体は、令和　　　年　　　月　　　日に成立し、業務委託の受託契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 （代表者）

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託額）

第８条 各構成員の分担業務委託は、次のとおりとする。ただし、分担業務委託の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（分担業務委託）　　　　　　　　　　 （商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の委託契約の履行及びその他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、その分担業務委託の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務の業務委託中発生した共通の経費等については、分担業務委託額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務委託に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務委託を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

 外 社は、以上のとおり

 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

**維持管理業務共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

（業務委託名）

神戸市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　については、当共同企業体協定書第８条の規定により，当企業体構成員が分担する業務委託の業務委託額を次のとおり定める。

記

分担業務委託額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

 （分担業務委託） 　　　　　　　　（商号） 　　　　　　　　（分担業務委託額）

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり分担業務委託額を定めたので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

（様式第2-2-4号）

**維持管理・運営業務共同企業体 協定書**

 （目的）

第１条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

 　　　　　　　　　　　（維持管理・運営業務名）

 (1) 神戸市発注に係る

 　　（当該業務の内容の変更を含む。以下、単に「維持管理・運営業務」という。）の業務委託

 (2) 前号に付帯する事業

 （名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

 （成立の時期及び存続期限）

第４条 当企業体は、令和　　　年　　　月　　　日に成立し、業務委託の受託契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 （代表者）

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

所 在 地

商 号

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託額）

第８条 各構成員の分担業務委託は、次のとおりとする。ただし、分担業務委託の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（分担業務委託）　　　　　　　　　　 （商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の委託契約の履行及びその他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 各構成員は、その分担業務委託の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務の業務委託中発生した共通の経費等については、分担業務委託額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務委託に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３ 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４ 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務委託を完成するものとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表者）

 外 社は、以上のとおり

 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

**維持管理・運営業務共同企業体協定書第８条に基づく協定書**

（業務委託名）

神戸市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　については、当共同企業体協定書第８条の規定により，当企業体構成員が分担する業務委託の業務委託額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

 （分担業務委託） 　　　　　　　　（商号） 　　　　　　　　（分担業務委託額）

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり分担業務委託額を定めたので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

（代表者）

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名